

不服申立て事案答申第 299 号

不服申立て事案諮問第 335 号

件名：人身事故捜査管理簿等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定したことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 11 月 18 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 2 日付けで行った一部開示決定について、開示された文書以外にも該当する文書が存在するため、開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 11 月 18 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した（以下、この開示請求のことを「本件開示請求」という。）。

本件開示請求の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

人身事故捜査管理簿

犯罪事件受理簿・指揮簿等

交通事故事件取扱簿

（実母の部分 事故発生日 平成 24 年〇月〇日）

（請求日現在 A 署で保管のもの）

と記載されていた。

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署ファイル管理簿のうち、行政文書ファイル名が「平成 24 年人身事故捜査管理簿」、「平成 24 年 2 犯罪事件受理簿・指揮簿等」及び「平成 24 年 1 交通事故事件取扱簿」に保管される行政文書に審査請求人の実母に関する記載があることが判明した（以下、行政文書ファイル名が「平成 24 年 2 犯罪事件受理簿・指揮簿等」のものを「本件ファイル」という。）。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報のうち、法第 78 条第 1 項第 2 号、第 5 号及び第 7 号に規定される不開示情報を除いた部分を開示する決定をし、保有個人情報一部開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

審査請求人により保有個人情報開示請求書に記載された開示請求をする個人情報の内容欄には、行政文書の名称ではなく、行政文書を保管する行政文書ファイル名として本件ファイルの名称が記載されていた。

本件ファイルには、交通事故関係の犯罪事件受理簿、指揮簿等が保管されることが想定されているところ、本件ファイル内における審査請求人の個人情報に該当するものとしては、犯罪事件受理簿（交通事故関係）（以下「本件受理簿」という。）が認められた。

また、本件受理簿の次頁には犯罪事件指揮簿及び犯罪事件処理簿（交通事故関係）が上下二段組みに構成された書面（以下「本件指揮簿等」という。）が認められたが、個人情報等の記載が全くない書面であった。

愛知県警察個人情報保護関係事務取扱要綱の制定には、開示の実施における、写しの交付の場合について、開示部分及び不開示部分がページ単位で区分できる場合は、「開示請求者の費用負担を軽減する観点から、全部不開示となるページを取り外して開示し、又は一部開示となるページのみを開示するものとする。」と規定されているところ、本件指揮簿等には審査請求人に有益となる情報が認められなかったことから、審査請求人の費用負担を考慮し、本件受理簿から本件指揮簿等を取り除き、本件処分をしたものである。

よって、本件処分は、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「犯罪事件受理簿・指揮簿の内、受理簿は開示されたが指揮簿が開示されなかったので開示を求める」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件ファイル内には、審査請求人が開示を求める本件指揮簿等は認められたが、個人情報等の記載が全くなく、審

査請求人に有益となる情報が認められなかったことから、審査請求人の費用負担を考慮し、本件受理簿から本件指揮簿等を取り除いたものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、犯罪事件受理簿は開示されたが、指揮簿は開示されなかったため開示を求める旨主張していることから、本件審査請求は、本件開示請求のうち「犯罪事件受理簿・指揮簿」についての本件保有個人情報の特定に対するものと解されるため、当該保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件保有個人情報の特定について

処分庁は、別記1に掲げる開示請求に対して、別記2に掲げる行政文書に記録されている保有個人情報を特定している。

処分庁によれば、保有個人情報開示請求書に記載された開示請求をする個人情報の内容欄には、行政文書の名称ではなく、行政文書を保管する行政文書ファイル名として本件ファイルの名称が記載されていたとのことである。そして、本件ファイル内における審査請求人の個人情報に該当するものとしては、本件受理簿が認められたとのことであり、本件指揮簿等は、個人情報等の記載が全くない書面であったとのことである。

当審議会において本件指揮簿等を見分したところ、当該書面には、様式を除き何も記載がなく、審査請求人個人を識別することができる情報は記載されていないことが認められた。

したがって、本件指揮簿等には審査請求人を識別することができる情報は含まれていないことから、本件開示請求のうち「犯罪事件受理簿・指揮簿」に係る請求に対して、犯罪事件受理簿に記載された保有個人情報のみ特定したという処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

人身事故捜査管理簿

犯罪事件受理簿・指揮簿

交通事故事件取扱簿

(実母の部分 事故発生日 平成 24 年〇月〇日)

(請求日現在 A 署で保管のもの)

別記 2

- ・ 人身事故捜査管理簿(平成 24 年〇月〇日発生、原票番号〇に関する部分)
- ・ 犯罪事件受理簿(交通事故関係)(平成 24 年〇月〇日発生、受理番号 A 第〇号)
- ・ 交通事故事件取扱簿(平成 24 年〇月〇日分)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 3 . 2 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
8 . 4 . 2 4 (第 260 回 審議会)	審議
8 . 5 . 2 5 (第 261 回 審議会)	審議
8 . 6 . 3 0	答申